

## 北部市場せり人章再交付取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）第20条及び川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年川崎市規則第36号）第17条の規定に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場におけるせり人章の再交付について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(せり人章の再交付)

**第2条** 卸売業者は、せり人章を紛失し、又はき損した場合は、速やかにせり人章再交付申請書（別紙様式）により当該せり人章の再交付の申請を行わなければならない。

2 せり人章の再交付は、実費弁償とする。

(その他)

**第3条** この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

せり人章再交付申請書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

川崎市中央卸売市場北部市場.....部のせり人章の再交付を次のとおり申請いたします。

登録番号	
氏名	
再交付の事由	